

確認証明書（塩食協型）申請料及び継続登録料規程

（目 的）

第1条 この規程は、食品接触材料安全センター（以下「安全センター」という）の確認証明書（塩食協型）交付規程（以下「交付規程」という）第16条及び第17条の規定に基づき、申請料及び継続登録料の細部についてこれを定める。

（申請料）

第2条 申請料の種類は、次のとおりとする。

(1) 新規申請料（新規発行）

交付規程第4条及び第16条の規定に基づき、新たに確認証明書を申請する場合の料金とする。

(2) 再交付申請料（再発行）

社名変更・譲渡、紛失・汚損・破損等の理由により、確認証明書の再交付を申請する場合の料金とする。

2 申請料金は別表のとおりとし、確認証明書の交付後これを徴収する。

（継続登録料）

第3条 継続登録料は、交付規程第17条の規定に基づき、更新申請をする場合の料金とする。

2 継続登録料金は、別表のとおりとし、毎年4月1日現在において前日に引き続いて登録を継続する場合に当該事業年度分の料金を徴収するものとする。

（申請料及び継続登録料の請求）

第4条 申請料及び継続登録料の請求は、請求書の発行によりこれを行う。

2 申請料の請求書は、確認証明書交付後速やかにこれを発行する。

3 継続登録料の請求書は、毎年4月にこれを発行する。

（申請料及び継続登録料の納付）

第5条 本規程第2条及び第3条の規定に基づき、申請料又は継続登録料の納付義務を有する会員は、安全センターが発行した請求書に基づき、速やかにこれを納付しなければならない。

（改 正）

第6条 この規程の改廃は、運営役員会の審議を経て経営会議が行うものとする。

附 則

第1条 最初の制定は経営会議で制定し、2021年4月1日から適用する。

第2条 本則第4条第3項の記載にかかわらず、2021年度の請求書に関しては「毎年4月」を「6月」とみなす。

別表

新規申請料	1 件ごと：33,000円 (消費税は別途加算する)
再交付申請料	1 件ごと：2,200円 (消費税は別途加算する)
継続登録料	1 件ごと：11,000円 (消費税は別途加算する)